

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 最新情報の探し方は？



朝倉 洋子〔目黒支部〕

### はじめに

TAINSには、日々、新しい情報が収録されています。

平成27年7月現在、国税不服審判所の公表裁決は、平成26年12月まで収録済み、行政事件税務判決は、税務大学のホームページに公表された税務訴訟資料により平成25年12月までは、網羅して収録中です。

### I. 最新情報の探し方

最新収録情報を検索する方法は下記のとおりです。

- TAINSにログインします。
- TAINSキーワード詳細検索を選び、
- 日付が分かっている判決・裁決の検索は、上部の入力窓に下記のように入力します(必ず9桁)。  
【例】H27-06-12
- 日付が分からない場合や、確定できない場合には、下部の日付範囲指定で次のいずれかを選びます。

【判決・裁決】判決・裁決の言渡し日により、期間を指定して検索します。

【TAINS登録】TAINSに収録された日により、期間を指定して検索します。

この方法は判決・裁決に限らず、通達や相談事例などについても収録された期間により検索することができます。

★最新収録情報のうち、例えば、一番新しい税務訴訟資料263号以外の最新情報のみを、検索したいという場合には、入力窓の中を1回クリックしてください。

【検索方法のガイド】が現れますので、下記のように入力します。

【例】NOT Z263-\*

★この場合「NOT」や「\*」は、キーワードではなく、「否定」や「前方一致」等の機能を表す文字ですから、全角ではなく半角で入力してください。

では、次に、注目の最新判決・裁決を紹介します。

### II. 共同名義の海外ジョイント口座は相続財産に該当しないとされた事例

平26.07.08東京地裁  
(Z999-5322)(棄却)(控訴)

海外には、ジョイント口座という共有の形態の預金口座があります。夫が、預貯金等の金融資産等について、子である原告甲に10分の6、妻である被告乙に10分の4を相続させるという遺言をしていたところ、バンク・オブ・ハワイの海外預金が相続財産であり、遺言で定めた金融資産等に当たるとして、甲が、乙に対しその10分の6の支払を求めたのに対し、乙がこの預金はジョイント口座であって、相続財産を構成しないと主張して争いになりました。

これらの預金が相続財産を構成する財産に当たるか否かが主たる争点となり、裁判所は次のように判断して原告の請求を棄却しました。

#### 東京地裁の判断

ハワイ州法は、相続手続のほかに、死亡を原因とする財産移転の制度としてジョイント・テナンシー(共有)の概念を持っているのであり、ジョイント・アカウントの死亡名義人の財産は、少なくとも死亡時においては、制度として定められた生存名義人が所有するという以外の財産の移転を予定していないものといえるのであり、他への一般的な移転可能性はないものと解されるから、ジョイント・アカウントは、共同名義人の死亡時においては、相続により移転することができず、他への一般的な移転可能性もない財産としてハワイ州法が定めているものと認めるのが相当である。したがって、ジョイント・アカウントは、個別準拠法上、相続の客体とならないものとして、法秩序に組み込まれた制度であるというべきであり、本件預金は相続の客体とはなり得ないから、亡Aの相続財産を構成しないものと解される。

### III. 固定資産から棚卸資産に振り替えた土地に低価法を適用した事例

平26.12.01非公開裁判  
(F0-2-560)(全部取消し)

この事件は、不動産販売業者である審査請求人A社が、事業年度終了の時に所有していた土地を棚卸資産として低価法により評価し、この評価額と帳簿価額との差額を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、この土地は固定資産に該当するから当該差額は損金の額に算入されないなどとして、更正処分を受けたのに対し、A社が、この土地は棚卸資産に該当し差額は損金の額に算入されるなどとして、同処分の全部の取消しを求めたという事案です。審判所は更正処分の全部を取り消す判決を行いました。

#### 審判所の裁決

不動産売買業を営む法人が所有する土地について、当該法人の営業過程において販売する目的をもって所有するものは、棚卸資産に該当するものと解されるところ、本件土地持分を固定資産に計上する請求人の会計処理は、請求人における本件各土地持分の自社所有の状態を続ける目的に基づきなされたものであったとは認められない。

請求人は、本件各土地持分を、各事業年度終了の時にその営業過程において販売する目的をもって所有していたものと認められるから、各土地持分は、本件事業年度終了の時に棚卸資産の評価方法については、個別法による原価法に基づく低価法が適用されるところ、請求人が本件減算額の算出の基礎とした各土地持分の事業年度終了の時の評価額について、本件各土地持分の価額として不相当であるとは認められないことからすると、この評価額を基に算出した本件減算額は、請求人の本件事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されることとなる。

### IV. 分掌変更による役員退職給与の分割支給における損金算入時期

平27.02.26東京地裁  
(Z888-1918)(全部取消し)(確定)

原告A社は、その創業者である役員乙が代表取締役を辞任して非常勤取締役となったことに伴い、乙に対する退職慰労金として2億5000万円を支給することを決定し、平成19年8月期に7500万円を支払い、さらに翌期にその一部である1億2500万円(第二金員)を支払い、損金の額に算入し、源泉所得税額を納付したところ、処分行政庁から退職給与に該当しないと更正処分等を受け、また、源泉所得税額について納税の告知処分等を受けたことから、各処分の取消しを求めたという事案です。

#### 東京地裁の判断

本件第二金員は、退職慰労金の一部として支払われたものであり、法人税法上の退職給与に該当し、かつ、本件第二金員を現実に支払った平成20年8月期の損金の額に算入することができるというべきである。したがって、本件更正処分等は、本件第二金員が退職給与に該当しないことを前提としてされた点において違法であるというべきである。

そして、本件第二金員が退職給与に該当するものとして平成20年8月期の損金の額に算入した上で、平成20年8月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき法人税額を算定した結果、本件更正処分のうち、当初申告所得金額、納付すべき法人税額を超える部分及び本件過少申告加算税賦課処分は、いずれも違法であり、取消しを免れない。

収録内容に関するお問い合わせは  
データベース編集室へ  
TEL 03-5496-1416

(左面より続く)

#### 【死去】

登録番号	氏名	支部	月日
17326	高野 賢一	浅草	27年5月30日
72773	永野 重知	東村山	6月8日
19256	山内 誠一	武蔵野	6月8日
20160	幕内秀之助	渋谷	6月12日
38231	山田 浩太	足立	6月13日
77260	小林 三郎	豊島	6月14日
26454	鎌田 俊夫	武蔵府中	6月17日
38280	山本 勝美	渋谷	6月18日
105682	飯田 正一	上野	6月20日
1060	佐藤 次男	中野	6月22日
25017	田中 一雄	練馬	6月22日
25817	中川 徹洋	中野	6月29日

#### 入会法人 (6月届出分)

法人番号	法人の名称
881-2	税理士法人あい会計社 三田事務所 港区三田3丁目4番15号 トーア三田ガーデン602号
3382-1	税理士法人わかば経営会計 東京事務所 中央区日本橋兜町16番2号 MICビル5階
157-1	税理士法人RITA会計 東京事務所 台東区上野6丁目16番21号 西入ビル8階
3390	GMA税理士法人 新宿区高田馬場1丁目33番15号 後楽園ビル601号

3390-1	GMA税理士法人 高土事務所 新宿区西新宿8丁目14番17号 アルテール新宿403
3391	ライト税理士法人 中野区上鷲宮4丁目3番19-105号
3392	税理士法人ゆたか 新宿区新宿5丁目4番1号 新宿Qフラットビル701号室
489-2	ソフィア税理士法人 新宿事務所 新宿区西新宿6丁目15番1号 セントラルパークタワー・ラ・トゥール新宿1808号
3398	税理士法人STEP 豊島区北大塚1丁目2番12号 大塚第二ロイコーポ1階
3399	税理士法人大手町トラスト 千代田区大手町2丁目2番2号
3405	AOJ税理士法人 中央区京橋1丁目11番6号 第2アザミビル3階
3411	税理士法人TOKIZAWA&PARTNERS 千代田区麹町3丁目5番2号 BUREX麹町10階

#### 退会法人 (6月届出分)

法人番号	法人の名称	支部	月日
574-1	あいゆう税理士法人 渋谷事務所	渋谷	4月30日
1930	E M Z 税理士法人	芝	5月21日
1401-9	税理士法人コーポレートアドバイザーズ	世田谷	5月28日

2859-1	三軒茶屋支店 税理士法人ソフィア	品川	6月1日
1915-1	品川支店 税理士法人岩瀬総合会計事務所	八王子	6月2日
1915	八王子事務所 税理士法人岩瀬総合会計事務所	立川	6月2日
1983	税理士法人みなと	芝	6月17日
2621-1	税理士法人成長会計研究所	八王子	6月17日

#### 東京税理士会会員状況

・税理士会員		・法人会員	
5月末会員数	21,683名	1,238事務所	
入会数	89名	12事務所	
退会数	78名	8事務所	
6月末会員数	21,694名	1,242事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。